

町民と議員との意見交換会

要望3 広野町のシンボルについて

町民からの目線では、二ツ沼総合公園にある風車が広野町のシンボルだと認識しているようです。そこで、その風車が広野町のシンボルと位置づけられているものなのか。また、今後どのように利活用していくのかお示しいただきたい。

回答 政策企画課

二ツ沼総合公園は、広野町を代表する施設として、町のシンボリックな存在となっています。そして、公園内に設置されている「風のトリデ」の風車は、公園を象徴するランドマークとして、多くの方々に親しまれています。

風車が町を思い起こさせる存在となっていることは大変ありがたいことであり、その親しみやすさも含めて、公園全体が町の魅力を体現しているものと考えています。一方で、風車は整備から30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。現在では、主要部品の調達が極めて困難となっていることから、羽を回すための修理や復旧は現実的に難しい状況です。

現状では、安全性を確保しつつ、象徴的な構造物としての維持に努めているところですが、今後、風車の利活用について検討してまいります。



二ツ沼総合公園にある風車



赤道整備予定箇所の様子

要望4 赤道整備事業について

下浅見川字本町17と下浅見川字本町15との間にある赤道の整備について、令和7年12月頃に測量を実施し、その後進捗が止まっているので今後の方針をお示しいただきたい。

回答 環境防災課

昨年度に実施した測量については、津波発生時の避難路として赤道整備を検討し、延長63m、幅1.1mの舗装された歩道の整備に向け実施したものです。

付近には緊急時に避難路として利用できる舗装された幅員4mの道路や空き地がありますが、現地は草が繁茂しており避難路として利用できるように碎石による路盤工を施工し、歩行に支障がでないよう維持管理に努めます。

要望5 折木地区土砂採取区域の右折レーン脇の仮設ガードレールについて

開発行為の許可が終了したら、仮設のガードレールは撤去するのか。また、現在の状況及び今後の方針をお示しいただきたい。

回答 建設課

仮設のH鋼ガードレールにつきましては、国道6号正木内地内の右折レーン整備に際し、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所（以下「磐城国道事務所」という。）が整備したものです。今後は、町は折木地区土砂採取区域の活用方針を決定し、仮設のH鋼ガードレールの取扱いについて、磐城国道事務所と協議していきます。

なお、折木地区土砂採取区域完了工事につきましては、令和8年3月31日に竣工し、林地開発行為及び採石法の手続きについても完了しています。



現在の仮設ガードレール設置状況

令和8年5月29日から30日までの2日間の日程で開催した「町民と議員との意見交換会」。全員協議会で意見を取りまとめ、7月29日に議長から町長へ意見の報告書を提出しました。意見の報告書に対し、町執行部より回答が届きましたので報告いたします。

要望1 未来のかけ橋エレベーター使用方法の周知について

エレベーターについて、自転車に乗車したまま利用している方がいたため、正しいエレベーターの使用方法と注意喚起の周知を図ること。

回答 政策企画課

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校の校長宛てに、エレベーターの適正利用について、乗車したままの利用は他の利用者との接触や事故につながる恐れがあるため、安全確保の観点から、エレベーター利用時は自転車から降車した状態で利用いただくこと等、モラルの遵守に関する通知を発出しました。



エレベーターを利用する様子



広野町ホームページ
問い合わせページ

要望2 緊急、災害時の対応について

- 町のホームページに記載のあるメールアドレスにメールを送信したが、返信がなかったため、対応の流れ及び対応方法について確認すること。
- 災害時の要配慮者（自力で行動ができない方（寝たきりや車いす）等）の付き添い及び避難方法について、分かりやすく住民に周知を図ること。

回答 総務課

町の代表メールアドレス宛てに送信していただいたお問い合わせについては、総務課で内容を確認してから担当部署へ対応を割り振り、通常の日安である5開庁日以内に担当部署から返信する流れとなっております。

今回ご指摘のあったお問い合わせは、令和8年4月23日に「災害時における障害者や高齢者の避難体制はどうなっているのか」というお問い合わせでしたが、関係部署で内容に係る手続きの整理等に時間を要したため、結果として回答が6月29日と大幅に遅れることとなりました。対応が行き届かず誠に申し訳ございません。

今後は、問い合わせ対応の進捗管理を徹底し、同様の遅延が生じないように体制の見直しを進めてまいります。

回答 環境防災課

町では、気象庁が発表する災害発生の危険度を表す「防災気象情報」について、警戒レベル3相当の警報発表となる見込みがある場合は避難所開設の準備を行い、発表された場合は速やかに防災行政無線で避難に時間を要する高齢者の方及び要配慮者への避難を呼びかけ、災害が発生する前から命を守る行動をとっていただけるよう取り組んでいます。また、要配慮者の避難についてお困りの場合は、町役場へご連絡いただければ、広野町地域防災計画に基づき、要配慮者が円滑に避難できるよう町及び消防団、福祉関係者が連携して移動支援をしてまいります。